

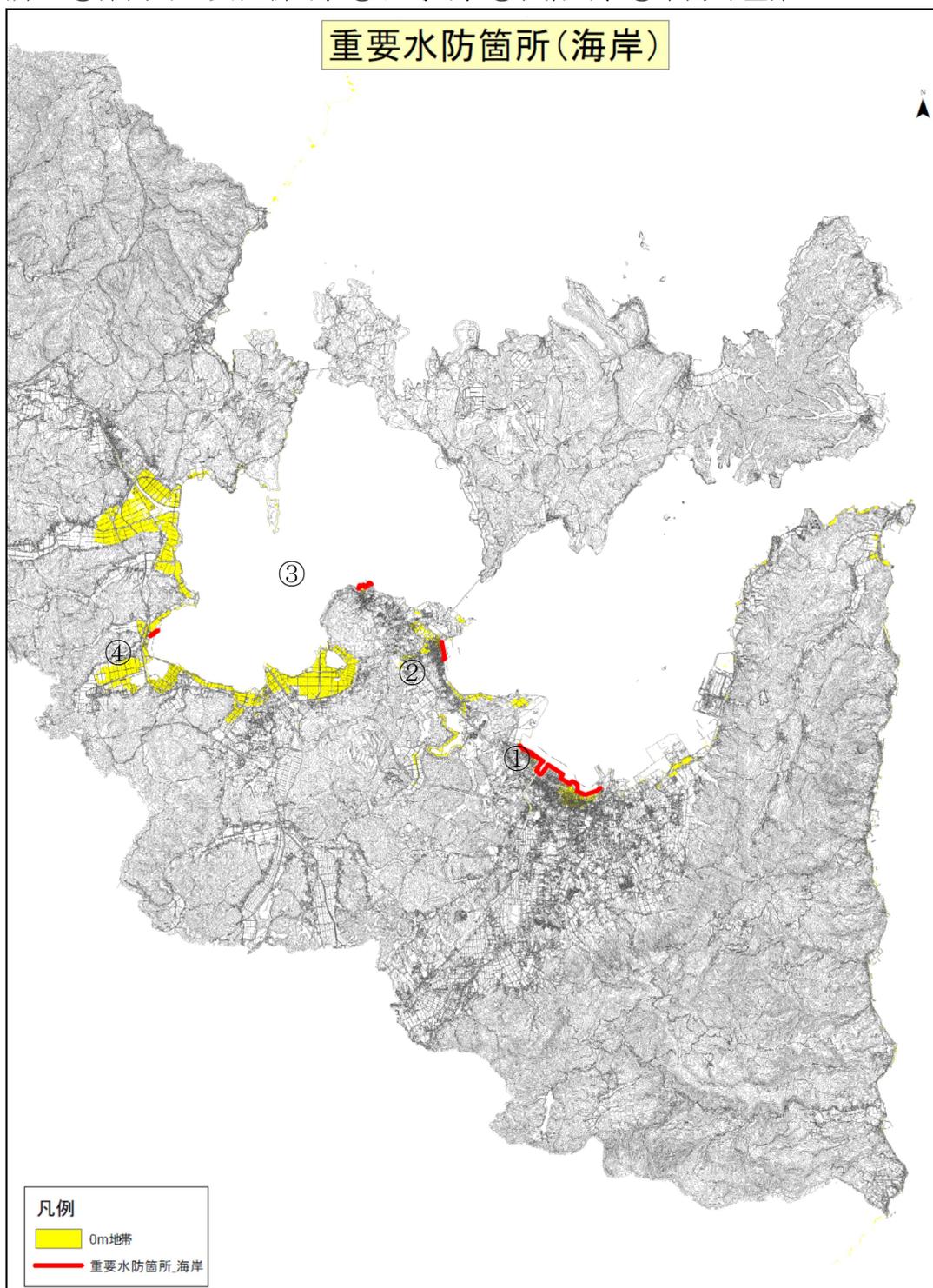
### (3) 高潮災害

高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- ・潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ・潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

#### ア. 警戒すべき区域

能登内浦沿岸 ①津向町～矢田新町、②石崎町、③和倉町、④中島町塩津



## イ. 具体的な基準

いざというときに市長自らが躊躇なく発令できるよう、国・県等の関係機関の協力、助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。

なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令する。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う。

- ・高潮からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。高潮特別警報等で発表される予想最高潮位から、高潮時の波浪が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となる。

- ・高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、避難指示に先立ち高齢者等避難（警戒レベル 3）を早めに発令する。

- ・高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難指示をより早めに判断・発令する。

- ・高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難指示の発令（警戒レベル 4）を検討する。

- ・被災時の潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど避難指示の発令（警戒レベル 4）対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意する。

## 【避難情報の発令基準】

### (ア) 高齢者等避難（警戒レベル3）

- ・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合。
- ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合。
- ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合。

### (イ) 避難指示（警戒レベル4）

- ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。
- ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌朝早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）

### (ウ) 緊急安全確保（警戒レベル5）

（災害が切迫）

- ・水門、陸閘等の異常が確認された場合。
- ・潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合。
- ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合。

（災害発生を確認）

- ・海岸堤防等が倒壊した場合。
- ・異常な越波・越流が発生した場合。
- ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合。

※高潮警報発表基準：七尾港の潮位が T.P.+1.0m に到達した場合。

※「T.P. (Tokyo Peil)：東京湾平均海面を表す。基準面から計った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災季報情報における潮位は「標高」で表す。

※伊勢湾台風級：中心気圧 930hPa 以下または最大風速 50m/s 以上

## (エ) 避難情報の解除

- ・避難情報の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

## ウ. 避難対象地域

海岸	対象地域	指定緊急避難場所
津向町～矢田新町	西湊地区	西湊地区コミュニティセンター
	御祓地区	御祓地区コミュニティセンター
	袖ヶ江地区	山王小学校
	矢田郷地区	矢田郷地区コミュニティセンター
石崎町	石崎地区	石崎小学校 (ランチルーム・運動場)
和倉町	和倉地区	和倉地区コミュニティセンター 和倉小学校
中島町塩津	笠師保地区	旧笠師保小学校 笠師保構造改善センター (中島地区コミュニティセンター 笠師保分館)